

人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案） 概要について

農林水産部

条例制定にあたって

1 背景

S D G s の取組拡大や国の「みどりの食料システム戦略」の推進、有機農業を振興する市町の増加など、環境と調和のとれた持続可能な農業推進の必要性は増大している。一方、気候変動や地政学的リスクの高まりにより、食料生産・供給が不安定化するとともに、人口減少により農山漁村の活力は低下している。

また、兵庫県では全国に先駆けて30年以上前から人と環境にやさしい「環境創造型農業」に取り組み、取組面積は大幅に拡大してきたが、近年拡大が頭打ちとなっている。

2 制定経緯

こうした背景を踏まえ、本県では令和5年度から有識者による有機農業等の振興施策検討会を設置し、その提言に基づき、有機農業アカデミーの開講（令和8年4月）や出荷・流通効率化モデルの構築、環境創造型農業サミットの開催など、有機農業等の担い手育成や出口対策施策に先行して取り組んでいる。

有機農業を始めとした環境創造型農業やその基盤となる農村の持続的な発展のため、生産や地域での活動に加えて消費者が買い支える機運を醸成し、推進の取組を中長期的に下支えすることが重要であり、県民全体が理念を共有して取り組む必要があるため、条例を制定する。

3 条例制定の方針

県は、食料安全保障を尊重し、慣行農業とのバランスや生産振興と農村振興の一体的な推進の視点を重視しながら、人と環境にやさしい農業の振興や、こうした農業が実践される地域の拡大を目指すため、生産技術の研究開発や普及、生産基盤整備、出荷・加工・流通の促進、県民による消費促進、地域協働体制の確立や農村型地域運営組織の育成などに取り組む内容の条例を制定する。

人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案）概要

1 条例制定の考え方

（1）基本姿勢の見える化

持続的な農業・農村を中長期的に下支えするため幅広く取り組む基本姿勢を明確化

（2）共通意識の醸成

各関係者（県、市町、農業者、食品等関連事業者、県民）に求められる役割を整理

（3）施策の実効性を担保

条例として明文化することで継続的・体系的な取組を推進

2 条例の構成案

項目	内容
第1章 総則	目的、条文用語の定義、基本理念、県の責務、市町・農業者等・食品等関連事業者・県民の役割
第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策	技術の研究開発・普及、生産基盤の整備・保全、環境負荷低減活動の促進、人材の確保・育成、高齢者等の活動環境整備、出荷・流通の促進、県民による消費・学校給食の利用促進
第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策	地域協働体制の構築、農村における多面的機能発揮のための活動促進、地域運営組織の育成、地域資源を活用した事業活動等の促進、都市との交流等
第4章 雜則	行財政上の措置等
附則	施行期日

3 条文骨子案

第1章 総則

I 目的

人と環境にやさしい農業と人と環境にやさしい農村づくりを進め、地域で協力し、持続可能な社会と安定した食料供給を目指す

II 定義

1 人と環境にやさしい農業

①有機農業 ②環境創造型農業 ③①・②のほか、環境への負荷低減に資すると認められる農業

2 人と環境にやさしい農村 人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域

III 基本理念

- 1 兵庫県では長年、環境創造型農業に取り組み、各地の活動は県民の誇りと愛着に繋がっており、環境負荷低減と生産性の両立を図っていく
- 2 従来の農業と調和しつつ関係者が協力して人と環境にやさしい農業を進めていく
- 3 地域で協力し、人と環境にやさしい農業と農村での暮らしを守っていく

IV 県の責務

関係者と連携し、人と環境にやさしい農業と農村振興のため、研究開発、技術普及、生産基盤整備に係る人材育成や体制の整備、食農教育等に取り組む

V 各主体の役割

- 1 市町は、地域の実情に応じた施策を進めるよう努める
- 2 農業者等は、環境に配慮した農業に取り組むよう努める
- 3 食品等関連事業者は、環境に配慮した農産物等の調達などに努める
- 4 県民は、環境にやさしい農業を理解し、配慮した農産物等を選ぶよう努める

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

I 技術の研究開発の促進及び技術の普及の促進

県は、人と環境にやさしい農業の生産性向上に資するため、試験研究に関する体制を整備し、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術の研究開発の促進や新品種の育成等とともに、普及事業の推進により、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術を普及するよう取り組む

II 生産基盤の整備及び保全

県は、環境との調和等に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業用用排水施設の機能維持増進等に取り組む

III 環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進

県は、環境への負荷低減促進のため、堆肥等の有効利用による地力増進、温室効果ガスの排出の抑制等を図るよう取り組む

IV 人材の確保及び育成

県は、新規就農者を含む農業者に対し、人と環境にやさしい農業に関する技術や経営管理能力の習得、向上を促進するよう取り組む

V 高齢者及び障害者等の農業に関する活動の環境整備等

県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において農作業の負担の軽減が図られ、心身ともに健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、農福連携や半農半X等の取組環境の整備等に取り組む

VI 農産物出荷の促進及び農産物等の流通の合理化の促進

県は、農業者の組織化や機械の共同利用の促進等により人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷を促進するよう取り組むとともに、それらの農産物等を容易に入手することができるよう、関係者と連携して、直売所や農産物集出荷施設の設置、有効活用など流通の合理化を促進するよう取り組む

VII 県民による消費の促進及び学校給食等における農産物等の利用の促進

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等が県民に選択されるよう、県民への適切な情報提供や付加価値の向上の促進、交流機会の提供等に取り組むとともに、学校給食等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の利用促進や食農教育の推進等に取り組む

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

I 地域協働体制の確立

県は、堆肥の活用促進や多様な農業者による人と環境にやさしい農業に関する活動への参加等、**生産活動**を支援するため、農業者やその他の地域住民が相互に連携して協働を図る**体制の確立**に取り組む

II 農村における多面的機能の發揮のための活動の促進

県は、**農業者や地域住民の共同活動**による生産基盤の管理、地域特性に即した農業生産活動及び農業に由来する環境負荷の低減を図る活動等を支援し、**多面的機能の確保**に取り組む

III 農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

県は、人と環境にやさしい農村において、地域全体で農業を支える体制ができるよう、**農業者や地域住民**が協力して、**農業や地域社会の維持に役立つ活動**を行う組織の育成や、人材の参画促進などに取り組む

IV 地域の資源を活用した事業活動等の促進

県は、人と環境にやさしい農村において、**農業以外の産業**との連携による地域資源を活用した事業活動の**促進等**に取り組む

V 都市との交流等

県は、人と環境にやさしい農村が消費地に近い特性を生かし、**県民の健康的でゆとりのある生活**に資することができるよう、農村への滞在の機会を提供する事業活動など、農村と都市との交流の**促進等**に取り組む

第4章 雜則

行財政上の措置等

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、**行政上**又は**財政上**の措置、その他の必要な措置を行う

【参考】条例策定スケジュール

開催時期	実施項目	実施内容
R7.7.25	第1回検討会	有機農業を含む環境創造型農業に関するこれまでの取組検証
R7.10.23	第2回検討会	条例に盛り込む内容（骨子案）の検討
R7.11.27	第3回検討会	条文案の検討
R7.12.18～ R8.1.7	パブリックコメント	
R8.1下旬	法制審議会	
R8.2中旬	議案提案	

兵庫県条例 号

人と環境にやさしい農業・農村振興条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策（第9条—第18条）

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策（第19条—第23条）

第4章 雜則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の果たすべき責務並びに市町、農業者等、食品等関連事業者及び県民の果たすべき役割を明らかにするとともに、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な農業の生産方式の相互の間の調和に配慮しつつ、環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の促進、当該生産活動を支えるために地域における関係者が相互に連携して協働を図る体制の構築、農産物を供給する基盤である人と環境にやさしい農村の営農環境の確保その他の人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進し、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給及び食料安全保障の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。

- (1) 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。以下同じ。）
 - (2) 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壤の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（前号に掲げる農業を除く。）をいう。以下同じ。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資すると認められる農業
- 2 この条例において「人と環境にやさしい農村」とは、前項に規定する農業が行われている農村その他の地域をいう。
- 3 この条例において「人と環境にやさしい農業及び農村」とは、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村をいう。
- 4 この条例において「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を

業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 人と環境にやさしい農業の振興は、県内の農業者が長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組んだことにより、農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能を持つことの理解の促進に重要な役割を果たし、また、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域の実現に寄与していることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業が持続的に発展し、県民に対する食料の安定供給及び食料安全保障の確保が図られるよう、農業生産活動における環境への負荷が低減され、かつ、生産性が向上されることを旨として行われなければならない。

2 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が生産性の向上のために獲得されたものであることを踏まえ、当該生産方式との調和に配慮しつつ、当該生産方式により農業を行う農業者との相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより行われなければならない。

3 人と環境にやさしい農村は、多くの県民が人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面にわたる機能(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第4条に規定する多面にわたる機能をいう。以下「多面的機能」という。)の適切かつ十分な発揮による恵沢を享受することができるようにするためには、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることが重要であることを踏まえ、農業者を含む地域住民その他の関係者の理解の下に、営農環境の確保、生活の利便性の確保その他の地域社会の維持に資する諸条件の整備が図られるよう、地域住民等の相互間の連携と協働を推進する体制を構築することを旨として、その振興が図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興することができるよう、市町、農業者等(農業者の組織する団体を含む。第6条及び第16条において同じ。)、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及並びに生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、人と環境にやさしい農業及び農村を次の世代に引き継ぐことができるよう、

次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に対し、食生活が、豊かな森林が持つ水源の涵養機能により育まれる水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ、農産物等（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の生産に関わる農業者や食品等関連事業者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて理解の増進その他必要な措置を講ずるものとする。

（市町の役割）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

（農業者等の役割）

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、自らの農業生産活動において、環境への負荷の低減に資するための生産方式の導入、資材の調達その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 農業者等は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

（食品等関連事業者の役割）

第7条 食品等関連事業者は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の調達、農産物等の流通の確保その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 食品等関連事業者は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第8条 県民は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深め、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を選択するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

（技術の研究開発の促進等）

第9条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制を整備し、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術及び情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進、高温に対する耐性又は省力化等の特性を有する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

（技術の普及等の促進）

第10条 県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及及び新品

種の導入が促進されるよう、当該技術の活用等に関する情報の提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(生産基盤の整備及び保全)

第11条 県は、農業者の減少及び高齢化の進展、気候の変動、生物の多様性の低下その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、人と環境にやさしい農業をはじめとする農業生産活動が継続的に行われるよう、地域の特性に応じて、環境との調和及び様々な農業の生産方式の相互の間の調和に配慮しつつ、生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進)

第12条 県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。）の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第13条 県は、人と環境にやさしい農業の経営を担うべき人材が確保及び育成されるよう、農業者の当該農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する当該農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者及び障害者等の農業に関する活動の環境整備等)

第14条 県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において農作業の負担の軽減が図られ、かつ、農作業を通じて心身ともに健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、高齢者、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備、農業以外の事業にも従事している多様な農業者と地域住民との連携及び協力の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物等の出荷の促進)

第15条 県は、農産物等の流通において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷を促進することができるよう、当該農業を行う農業者の組織化の推進、機械の共同利用の促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物等の流通の合理化の促進)

第16条 県は、農産物等の流通において、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、農業者等、食品等関連事業者その他関係者と連携して、直売所若しくは農産物等の集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進その他の必要な

施策を講ずるものとする。

(県民による消費の促進)

第17条 県は、農産物等の消費に際し、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等が選択されるよう、県民への適切な情報の提供の推進、食育の推進、当該農産物等の付加価値の向上の促進、当該農産物等の生産者と県民との交流機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校給食等における農産物等の利用の促進)

第18条 県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の消費の増進を図ることができるよう、学校給食その他の給食における当該農産物等の利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、当該農産物等の生産者等と栄養教諭その他の教育関係者や食品等関連事業者その他の当該農産物等を利用する事業者との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

(地域協働体制の構築)

第19条 県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民その他の関係者による自発的かつ自律的な意思に基づく地域の共同利益の実現のための活動によって支えられ、将来にわたって人と環境にやさしい農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たせるよう、地域住民等が相互に連携と協働を図る体制の構築その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮のための活動の促進)

第20条 県は、人と環境にやさしい農村が県民に対する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の発揮を図るための基盤たる重要な役割を果たし、将来にわたって県民がその恵沢を享受することができるよう、農業者その他の地域住民による生産基盤の保全、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域運営組織の育成)

第21条 県は、人と環境にやさしい農村において将来にわたって農業生産活動を支えることができるよう、農業者を含めた地域住民による農業その他の地域社会の維持に資する取組を総合的に行う組織の育成を図るとともに、当該農村の振興に寄与する人材の参画の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域の資源を活用した事業活動等の促進)

第22条 県は、人と環境にやさしい農村における農産物等、農地、水、ため池その他の地域の資源を有効に活用することができるよう、農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市との交流等)

第23条 県は、人と環境にやさしい農村が消費地に近い特性を生かし、県民の健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、余暇を利用した農村への滞在の機

会を提供する事業活動の促進その他の当該農村と都市との交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雜則

(行財政上の措置等)

第24条 県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。